

改正

令和4年8月19日水管規程第3号

令和5年3月27日水管規程第2号

飯綱町指定給水装置工事事業者規程

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 指定給水装置工事事業者の指定等（第4条—第10条）

第3章 給水装置工事主任技術者（第11条・第12条）

第4章 指定給水装置工事事業者の義務（第13条—第18条）

第5章 雑則（第19条—第21条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、飯綱町給水条例（平成17年飯綱町条例第140号。以下「給水条例」という。）第7条第1項に規定する指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）について必要な事項を定め、もって給水装置工事の適正な施行を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）法 水道法（昭和32年法律第177号）をいう。
- （2）政令 水道法施行令（昭和32年政令第336号）をいう。
- （3）省令 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）をいう。
- （4）給水装置 配水管から分岐して設けた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- （5）給水装置工事 給水装置の新設、改造、修繕（省令第13条で定める給水装置の軽微な変更を除く。）、撤去又は廃止の工事をいう。
- （6）主任技術者 法第25条の4第1項に規定する給水装置工事主任技術者をいう。

（業務処理の原則）

第3条 指定工事事業者は、法令、町の条例、規則その他の規程並びに管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

2 指定工事事業者は、災害等の緊急時において給水装置の復旧に関し管理者から協力の要請があったときは、これに協力するよう努めなければならない。

第2章 指定給水装置工事事業者の指定等

（指定又は指定の更新の申請）

第4条 法第16条の2第1項の規定による指定工事事業者の指定又は法第25条の3の2第1項の規定による指定の更新を受けようとする者は、省令様式第1による申請書に省令第18条第2項に定める書類を添付し、管理者に提出しなければならない。

(指定又は指定の更新の基準)

第5条 管理者は、法第25条の3第1項（法第25条の3の2第4項において準用する場合を含む。）に定める基準に基づき、指定工事事業者の指定又は指定の更新を行うものとする。

(指定工事事業者証の交付)

第6条 管理者は、第4条の指定を行ったときは、速やかに指定工事事業者に飯綱町指定給水装置工事事業者証（別記様式。以下「指定工事事業者証」という。）を交付する。

2 指定工事事業者は、事業の廃止を届け出たとき、又は第8条の指定の取消しを受けたときは、指定工事事業者証を管理者に返納するものとする。

3 指定工事事業者は、事業の休止を届け出たとき、又は第9条の指定の停止を受けたときは、指定工事事業者証を管理者に提出するものとする。

4 指定工事事業者は、指定工事事業者証を汚損又は紛失したときは、再交付を申請することができる。

(変更等の届出)

第7条 指定工事事業者は、法第25条の7の規定により、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更のあったとき、又は給水装置工事の事業を廃止、休止若しくは再開したときは、次項及び第3項に定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 法人にあっては、役員の氏名

(4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあった日から30日以内に省令様式第10による届出書に省令第34条第2項に定める書類を添えて管理者に提出しなければならない。

3 第1項の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは当該廃止又は休止の日から30日以内に、事業を再開したときは当該再開の日から10日以内に、省令様式第11による届出書を管理者に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第8条 管理者は、法第25条の11第1項の規定により、指定工事事業者が同項各号のいずれかに該当するときは、指定工事事業者の指定を取り消すことができる。

(指定の停止)

第9条 管理者は、指定工事事業者が法第25条の11第1項各号のいずれかに該当する場合において、当該指定工事事業者に特別な理由があると認めるときは、同項の規定による指定の取消しに代えて、6月を超えない期間を定め指定を停止することがある。

(指定等の公示)

第10条 管理者は、次の各号に掲げる措置をしたときは、その都度これを公示するものとする。

- (1) 法第16条の2第1項の規定による指定又は法第25条の3の2第1項による指定の更新をしたとき。
- (2) 法第25条の11第1項の規定による指定の取消しをしたとき。
- (3) 前条の規定による指定の停止をしたとき。

2 管理者は、指定工事事業者から法第25条の7の規定による事業の廃止、休止又は再開の届出があったときは、その都度これを公示するものとする。

第3章 給水装置工事主任技術者

(主任技術者の職務等)

第11条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第6条に定める基準に適合していることの確認
- (4) 給水装置工事に関し、管理者と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。

ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整

イ 省令第36条第2号に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整

ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡

2 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(主任技術者の選任等)

第12条 指定工事事業者は、法第25条の4第1項及び省令第21条第1項の規定により、法第16条の2第1項の指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。

2 指定工事事業者は、省令第21条第2項の規定により、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。

3 指定工事事業者は、法第25条の4第2項及び省令第22条の規定により、主任技術者を選任し、又は解任したときは、省令様式第3による届出書により、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

4 指定工事事業者は、省令第21条第3項の規定により、主任技術者の選任を行うに当たっては、一の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の主任技術者が当該2以上の事業所の主任技術者となってもそ

の職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りではない。

第4章 指定給水装置工事事業者の義務

(事業の運営に関する基準)

第13条 指定工事事業者は、法第25条の8の規定により、省令第36条に定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

(給水装置工事に関し技能を有する者)

第14条 省令第36条第2号に規定する技能を有する者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地方公共団体の供給規程又はこれに基づく規程による配管技能者（配管工その他類似の名称のものを含む。）の資格を有する者
- (2) 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する給水装置工事配管技能検定会の合格者（給水装置工事配管技能者講習会の修了者を含む。）
- (3) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定による配管技能士

(設計審査)

第15条 指定工事事業者は、給水条例第7条第2項に規定する設計審査を受けるため、設計審査に係る申請書に設計図を添えて、管理者に申請しなければならない。

(工事検査)

第16条 指定工事事業者は、給水条例第7条第2項に規定する給水装置工事検査を受けるため、工事完了後速やかに当該工事検査に係る申請書により管理者に申請しなければならない。

- 2 指定工事事業者は、検査の結果手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて管理者の検査を受けなければならない。

(主任技術者の立会い)

第17条 管理者は、法第25条の9の規定により、指定工事事業者が施行した給水装置に関し、法第17条の給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定工事事業者に対し、当該工事に関し省令第36条第1号により指名された主任技術者又は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第18条 管理者は、法第25条の10の規定により、指定工事事業者に対し、当該指定工事事業者が施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

第5章 雑則

(諮問機関)

第19条 管理者は、次の各号に関して、公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として飯綱町指定給水装置工事事業者審査委員会に諮るものとする。

- (1) 第8条の規定による指定の取消し
- (2) 第9条の規定による指定の停止

(講習会)

第20条 管理者は、給水装置工事の施行に関する知識及び技術の向上を図るため、指定工事業業者、主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者を対象とする講習会を実施し、又は他団体の実施する講習会を推薦することができる。

(その他)

第21条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の牟礼村指定給水装置工事業業者規程（平成10年牟礼村告示第15号）又は三水村水道指定給水装置工事業業者規程（平成10年三水村公営企業管理規程第3号）の規定によりなされた申請、指定、手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和5年3月27日水管規程第2号）

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

指定給水装置工事事業者証

事業所の所在地

事業者の氏名又は名称

飯網町指定給水装置工事事業者として指定する。

有効期限 年 月 日

発行日 年 月 日

飯網町水道事業管理者
飯網町長

別記様式2 (第13条関係)

指定給水装置工事事業者 指定(更新)確認事項

(あて先) 飯綱町長 様

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

電話番号

地方公共団体(水道事業者等の連携による広域開催も含む)が実施している指定給水装置工事事業者講習会等の受講実績(過去5年以内)

受講した地方公共団体の名称等：
受講年月日(受講を証明する書類(受講証等)の写しを添付してください。)(公表： 可 不可)
年 月 日 ・ 未受講
(未受講の場合、その理由) ※ 非公表

指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日、営業時間(修繕対応時間もご記入ください。)(公表： 可 不可)
休業日： 営業時間： 修繕対応時間：
漏水等修繕対応の可否：可能な工種に○をつけて下さい。(公表： 可 不可)
・屋内給水装置の修繕 ・埋設部の修繕 ・その他()
対応工事種別(新設・改造等)：可能な工種に○をつけて下さい。(公表： 可 不可)
・配水管からの分岐～水道メーター(新設 改造) ・水道メーター ～宅内給水装置(新設 改造)
その他： (公表： 可 不可)

※ 公表には、ホームページ等への情報掲載を含みます。

※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかに飯綱町水道事業管理者にその旨を届け出るようお願いいたします。

給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名 (公表対象外)	研修会名、実施団体	受講年月日
上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）		
可	不可	

外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

自社内研修については、研修内容を記載してください。

受講者名は、公表の対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか(○×を記入)	資格等を有しているか(○×を記入)		工事年度
			保有している資格等※	
上記内容の公表の可否(公表には、ホームページ等への掲載を含みます。)				
可 不可				

※以下に示す保有資格等(下線部)を記載してください。

- ① 地方公共団体の供給規程又はこれに基づく規程による配管技能者(配管工その他類似の名称のものを含む。)の資格を有する者
- ② 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する給水装置工事配管技能検定会の合格者(給水装置工事配管技能者講習会の修了者を含む。)
- ③ 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)の規定による配管技能士資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。

技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。